

● 教育データの利活用における留意事項に関するQ&A集

Q項目（案）

このQ&A集は、「パート1（総論関係）」「パート2（事例関係）」「パート3（個人情報保護法関係）」で構成されています。

まず、「パート1（総論関係）」では、「教育データ」とは何を指すのかなど、教育データの利活用にあたって前提となる知識について解説します。

次に、「パート2（事例関係）」では、学校現場における普段の教育活動等の中で、教育データを利活用する際にどのようなことに留意すべきかなどのよくある疑問点について、代表的な場面ごとに解説します。

そして、「パート3（個人情報保護法関係）」では、個人情報保護法に照らして具体的にどのように気を付ければよいのかなど、「パート2（事例関係）」における解説をさらに掘り下げる形で詳しく解説します。

なお、このQ&A集でいう「教育データ」とは、主に、児童生徒の端末等から取得された個人情報を含むデジタルデータを指します。

パート1（総論関係）**1-1. はじめに**

- (1) 教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。
- (2) 教育データの利活用を行うと、どのようなメリットや課題があるのでしょうか。

パート2（事例関係）**2-1. 主に入学時・年度初め**

- (3) 教育データを取得するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (4) 新たな学習ソフトウェアを導入するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。

2-2. 在学中**2-2-1. データ利活用**

- (5) 教育データを利活用するには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (6) 教育データについて、異なる種類のデータ（校務系データと学習系データ、教育データと福祉データなど）同士を統合したり、分析したりすることは問題ないのでしょうか。（例：ダッシュボードなど）

2-2-2. データ管理

- (7) 教育データを安全に管理する上で、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (8) 教育データを取り扱う際に、インターネットにつながるシステムを利用する場合とそうでない場合で、気を付けるべきことに違いはありますか。
- (9) 教育データをクラウドに保存してよいですか。
- (10) 教育データは、誰が閲覧してよいですか。
- (11) 万一教育データが流出してしまった場合や誤って削除されてしまった場合に、どのような対応が求められますか。

2-3. 卒業・進学・進級時

2-3-1. データの保存、削除

- (12) 教育データはいつまで保存すればよいですか。教育データの種類によって違いますか。
- (13) 保存期間の過ぎた教育データはどうすればよいですか。

2-3-2. 生徒・保護者へのデータ提供

- (14) 児童生徒の卒業後など、児童生徒の要望がある場合、児童生徒本人や保護者に教育データを提供しなければなりませんか。

2-3-3. 進学先へのデータ提供

- (15) 進学先の学校に教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。

パート3 (個人情報保護法関係)

3-1. 個人情報の定義

- (16) 個人情報とは、どのようなものですか。
- (17) 名前は表示せず、クラス・出席番号のみを表示したデータは、個人情報にあたりますか。

3-2. 利用目的の明示

- (18) 利用目的の明示を行うにあたり、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。
- (19) 教育データの利用目的を明示する際は、誰が誰に対して行えばよいでしょうか。
- (20) 教育データを取得する場合に、利用目的はいつ明示する必要がありますか。
- (21) 教育データの利用目的の明示は、どのような方法で行えばよいですか。
- (22) 利用目的の明示にあたってはどの程度利用目的を具体的に示す必要がありますか。

か。

3-3. 同意の取得

(23) 教育データを取得・利用するにあたって、同意が必要となるのはどのような場合ですか。

(24) 同意が必要な場合、誰が誰に対して同意を取得すればよいでしょうか。

(25) 同意の取得は、どのような方法で行えばよいですか。

3-4. 第三者への提供

(26) 第三者に対して教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。